

公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十九条の二第四項の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人に対する損害を賠償する責任の一部免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低負担額)

第二条 法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、役員等が法人から同項に規定する知事の承認（以下「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項の規定に基づく総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として同項の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。